

令和7年度（第2回）大磯町国民健康保険運営協議会

日時 令和7年8月21日(木)

午後7時30分から午後8時20分まで

場所 大磯町保健センター2階研修室

<開会>

<会長あいさつ>

(会長あいさつ省略)

<議事>

(事務局による資料確認)

【議 長】

それでは、まず始めに本日の出席委員の確認をします。本日の出席委員は、9名です。出席委員が過半数を超えておりますので、「大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項」の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。傍聴の方がいらっしゃったら傍聴を許可しますので、事務局は傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は、いません。

【議 長】

わかりました。本日の議題は、議題1、議題2、議題3となっています。会議を円滑に進行するために、議題1を約20分、議題2を約15分、議題3を約10分としていますが、あくまで目安と考えています。十分な審議をしたいと考えていますので、よろしくお願いします。

それでは「議題1 令和6年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算(案)について」の説明を、事務局からお願いします。

<議題1 令和6年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算(案)について>

【事務局】

資料1を御覧ください。令和6年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算(案)です。こちらは、9月議会定例会の議案となっているため、表紙に記載させていただいたとおり、会議終了後、回収をさせていただきます。恐れ入りますが、本日は持ち帰らず、机に置いてお帰り下さい。

申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。

資料1 ページ、表の一番上右側の不納欠損の件数52件となっておりますが、正しくは86件となります。お手数ですが、訂正をお願いいたします。

では、歳入から決算の主な内容について説明します。

1 ページを御覧ください。全体が、3色の濃淡で色分けされています。最も濃く塗られた部分が大分類、次に濃く塗られた部分の中分類、何も塗られていない部分が小分類とその内訳です。

続きまして、決算書の見方と用語の説明をさせていただきます。数字が横一列に並んでいますが、左から「当初予算額」、「補正予算額」、当初予算額と補正予算額を足し上げた最終的な予算となる「予算現額」と並んでおり、予算現額の横に記載されているのが、最終的な収入見込み額となる「調定額」です。調定額の横に記載されているのが、最終的に収入された「収入済額」です。収入済額の横に記載されているのが、調定額に対する未納額です。また、備考欄には各保険税の収納率と不納欠損の額・件数、主な歳入明細が記載されています。

続いて、用語の説明をさせていただきます。「当初予算額」とは、年度が始まる前に1年間の歳入歳出をまとめた予算をいいます。「補正予算」とは、年度の途中で様々な事由により、事業費を変更する必要が生じたときに当初予算額に変更を加える予算をいいます。「予算現額」とは、年度開始前に組まれる当初予算の額、年度途中で追加・減額する補正予算の額などを合計した額になります。「調定額」とは、予定される収入金額を決定した額になります。「収入済額」とは、調定額のうち実際に収入された額になります。「収入未済額」とは、調定額のうち収入できなかった額になります。「不納欠損」とは、滞納していた保険税の内、本人の死亡・生活困窮などの事情により、収納することが出来ず、町として収納を諦めざるを得なかったために調定を抹消した金額のことです。

なお、01の国民健康保険税にある「現年課税分」とは令和6年度の課税になり、「滞納繰越分」とは令和5年度以前の課税になります。

では、歳入の主な内容を説明させていただきます。大分類01の国民健康保険税です。大分類にあたる部分が保険税の合計額です。当初予算では、6億4,987万9千円でした。

保険税については、社会保険からの離脱や社会保険への加入等により、国民健康保険の加入者が増減することとなるため、その都度世帯ごとの所得の状況や人数を確認し、保険税額を再計算し、収入見込み額を積算したものになります。この調定額は、8億2,451万8,314円でした。

国民健康保険税については、現年度と滞納分に分かれています。そして、国民健康保険に加入している被保険者が、病気やケガなどで医療にかかった場合の医療費の支払いなどに充てられる「医療給付費分」、0歳から74歳までの被保険者が、75歳以上が加入する後期高齢者の医療分を支えるための財源に充てられる「後期高齢者支援金分」、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者となる年齢の方が負担する「介護納付金分」に細分化されています。これらの収入済額の合計額が6億9,251万5,966円、収入未済額が1億2,528万5,088円でした。不納欠損額は、671万7,260円で件数は86件でした。

令和6年度に課税した金額である現年度分の収納率が令和5年度の95.7%から95.6%へ減少し、現年度中に収納がなく、翌年度に持ち越された滞納繰越分の収納率も令和5年度の20.4%から17.1%へ減少しました。なお、合計収納率は84.0%になります。

2 ページを御覧ください。大分類03の国庫支出金です。これは、国から交付されるものです。収入済額は、118万8千円でした。内容は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金で、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためのリーフレット等を作成して、周知広報を行ったことに伴う補助になります。

続いて、大分類06の県支出金です。これは、神奈川県から交付されるものです。収入済額は、20億8,484万5,184円でした。この内訳は、被保険者が医療機関等を受診したことにより発生する、町が負担する費用となる、療養の給付費や療養費等の保険給付費として交付される普通交付金が20億1,495万3,184円、町の取り組みが評価されたことにより交付金が配分される保険者努力支援制度や特定健康診査の実施等に対する補助として交付される特別交付金が6,989万2,000円となります。

県支出金が令和5年度と比較すると約7,799万円減となっています。主な要因は、普通交付金の減になります。普通交付金は、市町村が支払う保険給付費等に必要な費用を都道府県が全額交付するものです。そのため、被保険者数の減少に伴い保険給付費の支出が減ったことにより、歳入である普通交付金も減少したものです。

3ページを御覧ください。大分類09の繰入金です。これは、国民健康保険財政を運営するため、一般会計や国民健康保険財政調整基金から繰入れたものです。収入済額は、3億1,643万3,999円でした。内訳は、保険基盤安定繰入金として、1億5,094万5,000円、職員給与費等繰入金として、4,736万円、財政安定化支援事業繰入金として、1,142万3,000円、その他一般会計繰入金として、2,776万円、出産育児一時金繰入金として、667万9,999円、産前産後保険税繰入金として、24万2,000円、財政調整基金繰入金として、7,202万4,000円となります。令和5年度と比較すると3,098万1,441円の減となっています。主な要因は、保険税が不足する見込みとなるために繰り入れる、財政調整基金の繰入金額が5,606万円少なかったことによります。

続いて、大分類10の繰越金です。これは、前年度の繰越金です。収入済額は、3,097万6,892円でした。

4ページを御覧ください。大分類11の諸収入です。これは、保険税の延滞金、第三者納付金という交通事故など本来は保険給付の対象ではないものの国民健康保険を使った医療給付費について、後から精算したもの等です。収入済額は、743万9,027円でした。以上のことから、令和6年度の歳入総額は31億3,354万1,808円となります。

続いて6ページを御覧ください。ここからは、歳出になります。決算書の見方と用語の説明をさせていただきます。大中小分類の色分け及び当初予算から予算現額までは、歳入と同じです。予算現額の横に記載されているのが、実際に支払った額となる「支出済額」です。支出済額の横に記載されているのが、歳出予算現額のうち、結果として使用する必要がなくなった額となる「不用額」です。また、備考欄には、特記事項が記載されています。

では、歳出の主な内容を説明させていただきます。大分類01の総務費です。支出済額は、4,198万7,685円でした。これは、職員給与、各種消耗品、国民健康保険団体連合会への負担金、国民健康保険税納付書を発送するための経費、国民健康保険運営協議会の経費等となっています。

7～8ページを御覧ください。大分類02の保険給付費です。支出済額は、20億2,605万8,250円でした。令和5年度と比較すると、1億1,230万3,967円の減となっています。これは、医療費の内、保険者負担分として町が負担した額となっており、歳出予算の中で最も大きな規模といえます。具体的には、病院の窓口で被保険者が保険証を提示し、10割分の内、2割～3割を窓口負担することとなりますが、この残りの7～8割を町が負担することとなり、それが、この予算に該当します。被保険者数の減により保険者負担分が減額したものです。

その次の療養費は、主治医の診断に基づく柔道整復や鍼灸・治療用補装具等の経費になります。続いて審査手数料は、各医療機関から提出された診療報酬明細書の審査費用になります。一番下にある高額療養費は、毎月の窓口負担が所得により設定された上限を超えた方への払い戻しです。この保険給付費の支出額が歳入で御説明した普通交付金として県から全額交付されます。

8ページに移ります。葬祭費や出産育児一時金、傷病手当金などになります。

続いて、9ページを御覧ください。大分類03の国民健康保険事業費納付金です。支出済額は、9億4,407万8,651円でした。内容は、被保険者の医療費に要した費用を支払うための医療給付費、後期高齢者医療保険給付費の約4割分を拠出するための後期高齢者支援金、40～64歳までの国民健康保険加入者の介護保険料を納付するための費用を町から県へ納付するものです。

ひとつ飛びまして、10ページを御覧ください。大分類08の保健事業費です。支出済額は2,565万6,644円

でした。主な内容は、40～74歳の国民健康保険被保険者を対象に実施している健診事業である特定健康診査とその健診受診者で生活習慣等の改善が必要となる方を対象に実施している特定保健指導です。特定健診の受診率については、中郡医師会大磯班会の皆様等、医療機関とより一層連携を密にした結果、令和4年度36.3%、令和5年度は38.1%、令和6年度は速報値で38.2%と、県内でも上位の受診率になっています。

続いて、大分類09の基金積立金です。これは国民健康保険財政調整基金への積み立てとなっています。支出済額は、総額2,772万9,808円でした。なお、令和6年度財政調整基金は7,202万4,000円取り崩し、2,772万9,808円積み立てを行い、年度末残高は2,772万3,871円になりました。

11ページを御覧ください。大分類11の諸支出金です。支出済額は、548万1,984円でした。これは、過年度の保険税の還付、一般会計への繰出金等が該当となります。

12ページを御覧ください。以上のことから、令和6年度の歳出総額は30億7,099万3,022円となります。令和6年度の国民健康保険事業特別会計の歳入合計額は、31億3,354万1,808円であったのに対し、歳出の総合計は、30億7,099万3,022円であったことから、差引額は、6,254万8,786円になります。説明は以上になります。議長よろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願ひします。

【委 員】

3ページ出産育児一時金繰入金の6,679,999円について、9が並んでいますが、横を見ても1円の差額がないので、単なるエクセルの表示の問題なのでしょうか。

【事務局】

こちらは、記載の金額のとおりとなります。実際に入った金額が6,679,999円ということになります。

【議 長】

他に、御意見はありませんか。

【委 員】

1ページの不納欠損の86件の内訳を教えてくださいませんか。

【事務局】

不納欠損の内訳を御説明させていただきます。先に説明させていただいた不納欠損の件数と金額の内訳のうち、本人が死亡し相続財産がないというのが71件で6,110,460円、生活保護受給相当の生活のもの7件で358,000円、所在不明のものが8件で248,800円となっています。

【議 長】

他に、御意見はありませんか。意見が無いようでしたら、次の議題に入らせていただきます。では、「議題2 保険給付費の現状について」の説明を事務局から、お願ひします。

<議題2 保険給付費の現状について>

【事務局】

資料2を御覧ください。保険給付費等の現状について、御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。「1 被保険者数等」について、御説明します。

(1) 被保険者数等の推移になります。

世帯数、被保険者数ともに年々減少しており、近年は世帯数に比べ、被保険者数が減少しています。

(2) 令和7年7月31日現在における年齢別被保険者数になります。

医療機関を受診する可能性が高い65歳以上の被保険者の割合が、46.12%と昨年度同月と比較して約1ポイント減少しています。

(3) 平均被保険者数等の推移になります。

平均被保険者数等とは、年度内の被保険者数の推移を考慮した人数になります。平均被保険者数等は、年々減少しています。

続きまして、2ページを御覧ください。「2 医療給付費等」について、御説明します。

(1) 診療別件数の推移について、御説明します。

令和6年度は、訪問看護を除き、令和4年度比、令和5年度比ともに減少しています。平均被保険者数が減少していることが影響していると思われます。

訪問看護については、末期がんや統合失調症が主な傷病で、件数が増加傾向にあります。

(2) 診療別医療費総額の推移について、御説明します。

医療費総額は、年々減少しています。令和6年度は、訪問看護を除き、令和4年度比、令和5年度比ともに減少しています。平均被保険者数が減少していることが影響していると思われます。

3ページを御覧ください。(3) 食事差額療養費及び高額療養費等の推移について、御説明します。

食事差額療養費は、入院時の食事療養費に対して、所得区分が低い方へ給付するものです。件数、支給額については、令和4年度比、令和5年度比ともに減少しています。高額療養費についても、件数、支給額ともに年々減少しています。

4～5ページを御覧ください。「3 令和7年度実績」について、御説明します。令和7年3月～5月診療分の件数及び医療費総額は、記載のとおりです。これを基に町が負担する令和7年度保険給付費を推計しています。

続いて、6ページを御覧ください。「4 医療給付費の推計」について、御説明します。

(1) 令和7年度の医療費総額について、御説明します。

令和4年度、令和5年度、令和6年度の伸び率等から令和7年6月～翌2月診療分を推計し、令和7年度の医療費見込みを算出しています。令和7年度の推計医療費総額は、21億8,202万1千円になります。

(2) 令和7年度の保険給付費について、御説明します。

ここで、申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いいたします。表の一番右側が令和6年度保険給付費総額となっておりますが、6年度を7年度に訂正をお願いいたします。

説明に戻らせていただきます。令和4年度、令和5年度、令和6年度の医療費総額と保険給付費の割合の平均から保険給付費の見込みを算出しています。令和7年度の推計保険給付費総額は、18億2,779万2千円になります。

(3) 一人当たり給付費について、御説明します。

令和7年度の平均被保険者数を推計し、保険給付費を平均被保険者数で除して一人当たり給付費を算出しています。平均被保険者数は、令和6年度の伸び率を令和6年度末の被保険者数に乗じて算出しています。一人当たり給付費は、311,378円と推計しました。

(4) 一人当たり給付費の比較について、御説明します。

推計の結果、一人当たり給付費は減少することが見込まれます。なお、保険給付費が現在と同水準で推移した場合、平均被保険者数は今後も減少していくことが見込まれます。それに伴い医療機関を受診する可能性が高い65歳以上の被保険者の割合も減少していきますが、一人当たり給付費の大きな減少は見込めないと推測をしています。

続いて、7ページを御覧ください。「5 事業費納付金」について、御説明します。

(2) 令和8年度の事業費納付金における神奈川県の見解について、御説明します。

令和8年度国保事業費納付金の算定はこれまでになく厳しいものとなることが想定され、算定の結果、令和7年度国保事業費納付金の額を上回ることが想定されます。理由としては、令和8年度国保事業費納付金の算定において、県全体としては1人当たりの給付費が増加している一方で、国からの公費の大幅な増額が見込めない状況です。また、令和18年度の保険税(料)水準の完全統一に向けて進んでいくこと、更に、令和8年度からは子ども・子育て支援納付分が加わる予定となっており、県の決算余剰金の活用が見込めないことから、事業費納付金の増額が見込まれます。

説明は、以上になります。議長よろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

【議 長】

1点よろしいでしょうか。2ページの訪問看護については、末期がんや統合失調症が増加傾向にある。となっていますが、こちらは、がんの方が増加しているのでしょうか。統合失調症が増加しているのでしょうか。

【事務局】

統合失調症の方が増加しています。令和6年度の医療費を分析したところ、がんの方は4件程度なのですが、統合失調症の方が18件と多い状況となっております。

【議 長】

ありがとうございます。他に御意見はありますか。意見が無いようでしたら、次の議題に入らせていただきます。では、「議題3 子ども・子育て支援金制度の創設について」の説明を事務局から、お願いします。

<議題3 子ども・子育て支援金制度の創設について>

【事務局】

資料3を御覧ください。子ども・子育て支援金制度の創設について、御説明させていただきます。令和8年度から子ども子育て支援金制度が創設されることに伴い、町の条例改正を行う必要があるため、令和8年3月の議会に条例改正の議案を提出させていただく予定となっています。

では、資料に基づき説明をさせていただきます

1ページを御覧ください。「1 概要」になります。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。これに伴い、国民健康保険においては令和8年度の保険税から子ども・子育て支援金分の保険税の賦課徴収が必要となり、令和10年まで段階的に導入することになります。枠で囲ってある説明は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う、国民健康保険税のイメージです。「医療給付費分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」が現行の保険税の内訳になりますが、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金分」が加わることになります。

続きまして、「2 算定方式」になります。

神奈川県国民健康保険協議会の専門部会が開催され、神奈川県から、2方式かつ都道府県標準保険料率での保険税とすることについて、市町村に意見の照会がありました。神奈川県がとりまとめた意見照会の結果を踏まえて、神奈川県内の市町村が出席する協議会において、算定方式が決定する予定です。

続きまして、「 3 今後のスケジュール（予定）」についてです。

続いて、今後予定されているスケジュールについて御説明いたします。

●令和7年7月～9月 神奈川県国民健康保険協議会の専門部会・市町村への意見照会により算定方式等を協議。

●8月 こども家庭庁から、条例の参考例が送付される予定です。現時点では届いておりません。

●10月 ・神奈川県国民健康保険協議会において協議及び算定方法の決定。
・大磯町福祉文教常任委員会において説明を予定しています。

次に、2ページを御覧ください。令和8年の予定になります。

●1月 大磯町福祉文教常任委員会において説明。

●2月 大磯町令和8年3月議会定例会において、大磯町国民健康保険税条例の一部改正（案）を審議。

●4月1日 大磯町国民健康保険税条例の一部改正の施行。

●6月 子ども・子育て支援金分の保険税徴収開始。

というようなスケジュールの予定となっています。

続きまして、「4 負担額」についてです。

市町村の国民健康保険の場合、国における試算では加入者一人当たりの支援金の平均月額を250円（令和8年度）～400円（令和10年度）と見込んでいます。

説明については以上となります。議長よろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今の事務局説明に対し、質問のある方は挙手お願いします。

【委 員】

資料3の1ページ目のスケジュールのところなのですが、8月にこども家庭庁から条例の参考送付とありますが、こちらはもう届いていますか。

【事務局】

まだ届いていない状況です。

【議 長】

他に、御意見はありませんか。

【委 員】

10月に大磯町福祉文教常任委員会で説明とありますが、こちら初めて聞く用語ではあるのですが、ここで説明する理由は何かあるのですか。

【事務局】

説明すると、大磯町議会の中に常任委員会というのがありまして、大磯町福祉文教常任委員会があります。その中で、町から制度改正等の説明をする上で福祉文教常任委員会協議会というものを開催させていただいております。10月の福祉文教常任委員会協議会については、例年国民健康保険運営協議会で御説明しているような給付の状況や今後予定されている条例改正の状況を議会議員の皆様には説明するのを毎回10月の後半あるいは11月の前半と、皆様から答申をいただいた後の1月の2回議会に向けて説明をさせていただいております。これまでも同様です。今回につきましても、次年度の国民健康保険税の税額の改定に向けての現状を御説明するところなのですが、今回は新しい制度として、「子ども・子育て支援金」が発生するので、確実に条例改正をしなければならない案件ですので、この10月のタイミングで議会議員の皆様には現状の御説明と合わせて、条例の改正が必要になってくるということを説明させていただくというものになります。

以上です。よろしくお願いいたします。

【委 員】

わかりました。

【議 長】

他に、御意見はありませんか。意見が無いようでしたら、最後に「議題4 その他」になります。事務局からは、何かありますか。

【事務局】

特にありません。

【議 長】

本日の予定議題は、これで終了となりますが、全体を通して質問のある方は、いらっしゃいませんか。質問が無いようでしたら、事務局から何かありますか。

【事務局】

次回第3回は、11月26日（水）もしくは27日（木）を予定しております。今回は、保険税必要額の見込み、令和8年度の保険税率等の議事になる予定です。よろしくお願いいたします。

【議 長】

それでは、本日の審議は、これで終了します。進行を事務局に返しますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

皆様、本日はどうもありがとうございました。本日の議事録については、事務局で取りまとめを行いますので、確認作業について、引き続き御協力をお願いします。これで、本日のすべての予定を終了します。どうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・令和7年度第2回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・資料1 令和6年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算（案）について
- ・資料2 保険給付費の現状について
- ・資料3 子ども・子育て支援金制度の創設について